

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月27日
【届出者の名称】	株式会社デイトナ
【届出者の所在地】	静岡県周智郡森町一宮4805番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	0538(84)2200
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 中嶋哲司
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社デイトナ (静岡県周智郡森町一宮4805番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1【公開買付要項】

1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

2【買付け等の目的】

当社は、「バイク文化の創造企業、カスタマイズから提案します。」を経営理念に掲げ、創業以来、モーターバイクのカスタマイズ部品等の企画・開発の分野において、独創性・革新性を有する商品を市場に供給し、独自のブランド力を培ってまいりました。このような独創性豊かな商品を生み出す「商品企画開発力」、「営業力」及び「ブランド力」が当社の最大の強みであり、企業価値の源泉であると考えております。

しかしながら、当社を取り巻く環境は、二輪車本体市場の成熟化、バイクライダー人口や年齢構成の変化、バイクそのものの使われ方や用途の多様化等、急速に変化しております。従って、これまで以上に当社の強みを活かした事業展開を図っていくことが重要であるとの認識のもと、国内外とも新ジャンルへの進出を図り、日本市場に軸足をおきつつも、海外市場（特にアセアン地域）開拓のため、今までの輸出型（海外ディストリビューター向け）から一歩踏み出した、海外現地で使用されているバイクのアフターパーツ及びアクセサリパーツを、現地にて企画・開発・卸販売するビジネスモデルを展開しております。これらを踏まえ、平成21年から平成23年までの3ヵ年中期経営計画において、「マーケティング思考の徹底」、「グローバルかつローカルに事業を展開する」、「顧客に支持される独創的なナンバーワン商品を提供する」の3点を基本方針と定め、企業価値の更なる向上に取り組んでおります。

また、かかる状況下、経営環境の変化に対応し事業資源の集中を図るため、平成22年7月29日付当社プレスリリース「株式会社オートボックスセブンとの資本業務提携の解消及び株式会社コシダテックとの資本業務提携に関するお知らせ」において公表のとおり、当社は、株式会社オートボックスセブン（以下「オートボックスセブン」といいます。）と提携解約合意書（以下「提携解約合意書」といいます。）を締結して、平成15年3月17日付で結んでおりました二輪、四輪用品事業に係わる各種情報共有、共同開発、共同調達及び二輪用品小売事業展開の強化等の資本業務提携を解消し、同時に株式会社コシダテック（以下「コシダテック」といいます。）と新たに資本業務提携を行っております。この経緯についてですが、まず、当社が平成20年3月に四輪車用品事業を譲渡し、オートボックスセブンもその後二輪車事業から完全撤退したことから、業務提携を継続する必要性が無くなったため、当社とオートボックスセブンは資本業務提携を解消し、オートボックスセブンが保有する当社普通株式750,000株（発行済株式総数（平成22年7月29日現在3,598,800株）に対する割合にして20.84%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。））については、提携解約合意書に基づき、提携解約合意書締結後1年間は、当該株式の購入希望の第三者（以下「候補企業」といいます。）を当社がオートボックスセブンに提案することとなりました。一方で、オートボックスセブンから当社に対し、オートボックスセブンが平成21年2月に二輪車用品小売専門店「ライコランド」のフランチャイズチェーン本部事業をコシダテックに譲渡した背景により、オートボックスセブンが保有する当社普通株式750,000株のうち136,000株（発行済株式総数に対する割合にして3.78%）をコシダテックに対し譲渡する旨の提案がありました。当社は当該提案に同意し、コシダテックとの一層の連携を図るため、当社とコシダテックは資本業務提携を行うに至りました。なお、提携解約合意書に基づき、オートボックスセブンがコシダテックに譲渡した後に保有する当社普通株式614,000株（発行済株式総数に対する割合にして17.06%）については、引き続き、提携解約合意書締結後1年間は、候補企業を当社がオートボックスセブンに提案する努力義務が残されておりました。

当社は、オートボックスセブンとの提携解約合意書締結以降、オートボックスセブンに候補企業を提案すべく議論を重ねると同時に、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。当社は、候補企業については、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値並びに株主の皆様様の利益を継続的かつ持続的に維持向上していくことを可能とする者である必要があると考えており、候補企業の選定には慎重を期すべきと考えております。しかしながら、オートボックスセブンに候補企業を提案する期限である平成23年7月までに、オートボックスセブンに当社の企業価値向上に資するような候補企業を提案することが困難な状況にありました。当該期限の経過後は、オートボックスセブンが保有する当社普通株式614,000株（発行済株式総数（平成23年10月27日現在3,598,800株。本欄の発行済株式総数について以下同じ。）に対する割合にして17.06%）を市場売却等により処分するものと考えられ、市場で売却された場合の当社普通株式の市場価格に生じる影響や将来の市場放出懸念等を総合的に勘案した結果、平成23年6月末時点において、自己株式として買受けることが望ましいとの判断に至りました。なお、自己株式の取得手法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によることが適切であるとの考えに至りました。

一方で、当社の筆頭株主である株式会社レッドバロン（保有する当社普通株式の数 782,900株（発行済株式総数に対する割合にして21.75%））（以下「レッドバロン」といいます。）及びレッドバロンの子会社で、当社普通株式の共同保有者である日本オートクレジット株式会社（保有する当社普通株式の数 7,100株（発行済株式総数に対する割合にして0.20%））（以下「日本オートクレジット」といい、レッドバロンと併せて以下「レッドバロン・グループ」といいます。）は、当社普通株式790,000株（発行済株式総数に対する割合にして21.95%）を保有しておりますが、レッドバロン・グループが保有する当社普通株式を売却することとなった場合には同様に当社普通株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があり、その動向や対応が当社としても課題と認識しておりました。また、公開買付けを実施することとなった場合には、レッドバロン・グループが応募するか否かによって公開買付けの応募株数が大きく変動し、場合によってはオートボックスセブンの保有する当社普通株式全部の売却が完了しない事態も想定され、市場放出等による影響の根本的な解決とならないため、事前にレッドバロン・グループの意向を確認し、売却意向がある場合には自己株式として買受けの対象とし、買付予定数を決定することが望ましいとの判断に至りました。なお、レッドバロン・グループと当社との間に事業上の重要な関係はありません。

買付予定数については、上記の検討内容を踏まえ、1,500,000株（発行済株式総数に対する割合にして41.68%）を買付予定数の上限とし、買付け等の価格については、基準の明確性及び客観性を重視するとともに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいとの考えに至りました。かかる当社の検討状況について、平成23年7月下旬にオートボックスセブン及びレッドバロン・グループと意見交換を行ったところ、両者より当社普通株式の売却について検討可能である旨の返答を受けております。

これを受け、当社は、平成23年10月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。当社は、本公開買付けを実施することにより、大株主による一時的にまとまった株式の市場放出懸念を払拭するほか、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にし、資本効率の改善並びに株主の皆様への利益還元につながるものと考えております。

また、当社は、オートボックスセブン、レッドバロン及び日本オートクレジットから、平成23年10月26日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、それぞれの保有する当社普通株式全部（オートボックスセブン614,000株、レッドバロン782,900株、日本オートクレジット7,100株）を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

なお、本公開買付けの決済資金として、自己資金2.9億円に加え、最大で5.5億円の借入金を調達する予定であります。このように、本公開買付けによる自己株式取得のために一定の借入れを行う予定ですが、当社の現状の設備投資計画や配当方針に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できる見込みであります。

本公開買付けにより取得した後の自己株式については、新たな提携先が生じた場合に活用することや一部消却すること等、各種検討しておりますが、詳細については未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

3 【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

(1) 【発行済株式の総数】

3,598,800株（平成23年10月27日現在）

(2) 【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(3) 【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	1,510,000	800,000,000

(注1) 取得する株式の総数の発行済株式の総数に占める割合は、41.96%（小数点以下第三位を四捨五入）であります。

(注2) 取得する株式の総数は、取締役会において決議された取得する株式の株数の上限株数であります。

(注3) 取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

(注4) 取得することができる期間は、平成23年10月27日から平成23年12月31日までであります。

(4) 【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

(5) 【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成23年10月27日（木曜日）から平成23年11月25日（金曜日）まで（20営業日）
公告日	平成23年10月27日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき金457円
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の算定に際して、当社普通株式が上場されている株式会社であること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、企業の株式価値を表す客観的かつ明確な指標として考えられる当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、算定の基礎となる当社普通株式の適正な価格として、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成23年10月25日）の市場価格だけでなく、一定期間の株価変動も考慮することが適当であるとの考えから、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日までの過去1ヶ月間（平成23年9月26日から平成23年10月25日）、過去3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25日）及び過去6ヶ月間（平成23年4月26日から平成23年10月25日）の株式会社大阪証券取引所が開設する市場である「JASDAQ（スタンダード）」（以下「JASDAQ」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を用いることが妥当であるとの結論に至りました。</p> <p>一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいとの考えに至りました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、10%程度と想定いたしました。</p> <p>当社は、平成23年7月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてオートバックスセブン及びレッドパロン・グループと意見交換を行ったところ、両者より当該価格水準での応募について検討可能であるとの返答を得ました。</p> <p>これを受け、当社は、当社の事業や財務状況等をも踏まえさらに検討を続けた結果、平成23年10月26日開催の取締役会において本公開買付け実施を決定し、買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、過去の一定期間における株価の推移等を踏まえ、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日までの過去3ヶ月間における当社普通株式の終値の平均値を採用することとし、過去3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値508円（円未満四捨五入）から10%ディスカウントした額に相当する457円（円未満切捨て）を1株当たりの買付価格とすることといたしました。</p>

	<p>なお、1株当たりの買付価格は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値527円から13.28%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年9月26日から平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値517円（円未満四捨五入）から11.61%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値508円（円未満四捨五入）から10.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年4月26日から平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値501円（円未満四捨五入）から8.78%（小数点以下第三位を四捨五入）それぞれディスカウントした金額であり、本書提出日の前営業日（平成23年10月26日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値530円から13.77%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額です。</p> <p>また、当社は、オートボックスセブン、レッドバロン及び日本オートクレジットから、平成23年10月26日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、それぞれの保有する当社普通株式全部（オートボックスセブン614,000株、レッドバロン782,900株、日本オートクレジット7,100株）を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、「バイク文化の創造企業。カスタマイズから提案します。」を経営理念に掲げ、創業以来、モーターバイクのカスタマイズ部品等の企画・開発の分野において、独創性・革新性を有する商品を市場に供給し、独自のブランド力を培ってまいりました。このような独創性豊かな商品を生み出す「商品企画開発力」、「営業力」及び「ブランド力」が当社の最大の強みであり、企業価値の源泉であると考えております。</p> <p>しかしながら、当社を取り巻く環境は、二輪車本体市場の成熟化、バイクライダー人口や年齢構成の変化、バイクそのものの使われ方や用途の多様化等、急速に変化しております。従って、これまで以上に当社の強みを活かした事業展開を図っていくことが重要であるとの認識のもと、国内外とも新ジャンルへの進出を図り、日本市場に軸足をおきつつも、海外市場（特にアセアン地域）開拓のため、今までの輸外型（海外ディストリビューター向け）から一歩踏み出した、海外現地で使用されているバイクのアフターパーツ及びアクセサリパーツを、現地にて企画・開発・卸販売するビジネスモデルを展開しております。これらを踏まえ、平成21年から平成23年までの3ヵ年中期経営計画において、「マーケティング思考の徹底」、「グローバルかつローカルに事業を展開する」、「顧客に支持される独創的なナンバーワン商品を提供する」の3点を基本方針と定め、企業価値の更なる向上に取り組んでおります。</p>

また、かかる状況下、経営環境の変化に対応し事業資源の集中を図るため、平成22年7月29日付当社プレスリリース「株式会社オートバックスセブンとの資本業務提携の解消及び株式会社コシダテックとの資本業務提携に関するお知らせ」において公表のとおり、当社は、オートバックスセブンと提携解約合意書を締結して、平成15年3月17日付で結んでおりました二輪、四輪用品事業に係わる各種情報共有、共同開発、共同調達及び二輪用品小売事業展開の強化等の資本業務提携を解消し、同時にコシダテックと新たに資本業務提携を行っております。この経緯についてですが、まず、当社が平成20年3月に四輪車用品事業を譲渡し、オートバックスセブンもその後二輪車事業から完全撤退したことから、業務提携を継続する必要性が無くなったため、当社とオートバックスセブンは資本業務提携を解消し、オートバックスセブンが保有する当社普通株式750,000株（発行済株式総数（平成22年7月29日現在3,598,800株）に対する割合にして20.84%）については、提携解約合意書に基づき、提携解約合意書締結後1年間は、候補企業を当社がオートバックスセブンに提案することとなりました。一方で、オートバックスセブンから当社に対し、オートバックスセブンが平成21年2月に二輪車用品小売専門店「ライコランド」のフランチャイズチェーン本部事業をコシダテックに譲渡した背景により、オートバックスセブンが保有する当社普通株式750,000株のうち136,000株（発行済株式総数に対する割合にして3.78%）をコシダテックに対し譲渡する旨の提案がありました。当社は当該提案に同意し、コシダテックとの一層の連携を図るため、当社とコシダテックは資本業務提携を行うに至りました。なお、提携解約合意書に基づき、オートバックスセブンがコシダテックに譲渡した後に保有する当社普通株式614,000株（発行済株式総数に対する割合にして17.06%）については、引き続き、提携解約合意書締結後1年間は、候補企業を当社がオートバックスセブンに提案する努力義務が残されておりました。

当社は、オートバックスセブンとの提携解約合意書締結以降、オートバックスセブンに候補企業を提案すべく議論を重ねると同時に、今後の資本政策のあり方についても検討してまいりました。当社は、候補企業については、当社の企業理念を理解し、当社の企業価値並びに株主の皆様の利益を継続的かつ持続的に維持向上していくことを可能とする者である必要があると考えており、候補企業の選定には慎重を期すべきと考えております。しかしながら、オートバックスセブンに候補企業を提案する期限である平成23年7月までに、オートバックスセブンに当社の企業価値向上に資するような候補企業を提案することが困難な状況にありました。当該期限の経過後は、オートバックスセブンが保有する当社普通株式614,000株（発行済株式総数（平成23年10月27日現在3,598,800株、発行済株式総数について以下同じ。）に対する割合にして17.06%）を市場売却等により処分するものと考えられ、市場で売却された場合の当社普通株式の市場価格に生じる影響や将来の市場放出懸念等を総合的に勘案した結果、平成23年6月末時点において、自己株式として買受けることが望ましいとの判断に至りました。なお、自己株式の取得手法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に勘案し、公開買付けの手法によることが適切であるとの考えに至りました。

一方で、当社の筆頭株主であるレッドパロン（保有する当社普通株式の数 782,900株（発行済株式総数に対する割合にして21.75%））及びレッドパロンの子会社で、当社普通株式の共同保有者である日本オートクレジット（保有する当社普通株式の数 7,100株（発行済株式総数に対する割合にして0.20%））は、当社普通株式790,000株（発行済株式総数に対する割合にして21.95%）を保有しておりますが、レッドパロン・グループが保有する当社普通株式を売却することとなった場合には同様に当社普通株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があり、その動向や対応が当社としても課題と認識しておりました。また、公開買付けを実施することとなった場合には、レッドパロン・グループが応募するか否かによって公開買付けの応募株数が大きく変動し、場合によってはオートボックスセブンの保有する当社普通株式全部の売却が完了しない事態も想定され、市場放出等による影響の根本的な解決とならないため、事前にレッドパロン・グループの意向を確認し、売却意向がある場合には自己株式として買受けの対象とし、買付予定数を決定することが望ましいとの判断に至りました。なお、レッドパロン・グループと当社との間に事業上の重要な関係はありません。

買付価格については、当社は、基準の明確性及び客観性を重視するとともに、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格により買付けることが望ましいとの考えに至りました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウントで行われた事例におけるディスカウント率等も踏まえ、10%程度と想定いたしました。かかる当社の検討状況を踏まえ、当社は、平成23年7月下旬に、当社普通株式の市場価格を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてオートボックスセブン及びレッドパロン・グループと意見交換を行ったところ、両者より当該価格水準での応募について検討可能であるとの返答を得ました。

これを受け、当社は、当社の事業や財務状況等をも踏まえさらに検討を続けた結果、平成23年10月26日開催の取締役会において本公開買付け実施を決定し、買付価格の決定に際して、基礎となる当社普通株式の適正な時価として、過去の一定期間における株価の推移等を踏まえ、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日までの過去3ヶ月間における当社普通株式の終値の平均値を採用することとし、過去3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値508円（円未満四捨五入）から10%ディスカウントした額に相当する457円（円未満切捨て）を1株当たりの買付価格とすることといたしました。

なお、1株当たりの買付価格は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日（平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値527円から13.28%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去1ヶ月間（平成23年9月26日から平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値517円（円未満四捨五入）から11.61%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去3ヶ月間（平成23年7月26日から平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値508円（円未満四捨五入）から10.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、過去6ヶ月間（平成23年4月26日から平成23年10月25日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値の平均値501円（円未満四捨五入）から8.78%（小数点以下第三位を四捨五入）それぞれディスカウントした金額であり、本書提出日の前営業日（平成23年10月26日）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値530円から13.77%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした金額です。

	<p>また、当社は、オートバックスセブン、レッドバロン及び日本オートクレジットから、平成23年10月26日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、それぞれの保有する当社普通株式全部（オートバックスセブン614,000株、レッドバロン782,900株、日本オートクレジット7,100株）を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。</p>
--	---

(3) 【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,500,000 (株)	(株)	1,500,000 (株)
合計	1,500,000 (株)	(株)	1,500,000 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(1,500,000株)を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数(1,500,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

5 【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時00分までに応募して下さい。なお、応募の際にはご印鑑をご用意下さい。

公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、本人確認書類(注1)が必要になります。また、既に口座を開設されている場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(当社の株主名簿管理人である住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意下さい。また、一度応募株主等口座へ振り替えられた応募株券等については再度上記特別口座へ記録することはできません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

応募株主等が個人株主に該当する場合の税務上の取扱いは次のとおりです。(注2)

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10%(所得税7%、住民税3%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。)。但し、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、7%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。(注2)

外国人株主等(それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主(法人株主も含みます。))を指します。以下同じです。)のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年11月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成23年12月16日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。(注2)

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて公開買付代理人に応募して下さい。また、本人確認書類(注1)が必要になります。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、次の本人確認書類が必要になります。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成の原本)、健康保険証、運転免許証、旅券(パスポート)、住民基本台帳カード等(氏名、住所、生年月日のすべてを確認できるもの)

法人・・・登記簿謄本、官公庁から発行された書類等(6ヶ月以内に作成のもので、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの)

法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要になります。

外国人株主・・・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	685,500,000
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	2,800,000
合計(a) + (b) + (c)	713,300,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,500,000株)に1株当たりの買付価格(457円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積り額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積り額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

届出日の前日現在の預金等	預金の種類	金額(円)
	普通預金	290,000,000
	計	290,000,000

届出日以降に借入を予定している資金

借入先の業種		借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)
金融機関	銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号)	買付け等に要する資金に充当 するための借入(注)	550,000,000
計				550,000,000

(注) 当社は、上記金額の融資に関し、株式会社三菱東京UFJ銀行との間で、550,000,000円を貸付限度額とする平成23年9月30日付実行可能期間付タームローン契約書及び平成23年10月20日付変更合意書(以下、実行可能期間付タームローン契約書及び変更合意書を総称して「本契約書」といいます。)を締結しております。そして、同行から本契約書に基づく上記融資の裏付けとして、本契約書に基づき、550,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を取得しております。なお、本契約書においては、貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。

8 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(2) 【決済の開始日】

平成23年12月19日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額を差し引いた金額(注)は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

() 応募株主等が居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、10%(所得税7%、住民税3%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。)。但し、大口株主等に該当する場合には、20%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

() 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、7%（所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20%（所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が公開買付者の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、7%（所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年11月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成23年12月16日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(4) 【上場株券等の返還方法】

下記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

9 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数（1,500,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数（1,500,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項但書に基づき、公開買付けの撤回等を行うことがあります。この場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

(4) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第11条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、オートバックスセブン、レッドパロン及び日本オートクレジットから、平成23年10月26日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には、それぞれの保有する当社普通株式全部（オートバックスセブン614,000株（発行済株式総数に対する割合にして17.06%）、レッドパロン782,900株（発行済株式総数に対する割合にして21.75%）、日本オートクレジット7,100株（発行済株式総数に対する割合にして0.20%））を本公開買付けに応募すること等を当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

第2【公開買付者の状況】

1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

3【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)						
	平成23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高株価	525	505	500	513	517	518	530
最低株価	488	475	464	486	481	482	502

(注)平成23年10月については、平成23年10月26日までの株価です。

4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

(1)【発行者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第38期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)平成22年3月26日東海財務局長に提出
事業年度 第39期(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)平成23年3月28日東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第40期第2四半期(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)平成23年8月9日東海財務局長に提出
事業年度 第40期第3四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)平成23年11月11日を目処に東海財務局長に提出予定

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 事業年度 第38期(自平成21年1月1日至平成21年12月31日)有価証券報告書の訂正報告書)を平成22年4月7日に東海財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社デイトナ

(静岡県周智郡森町一宮4805番地)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)